

木曾川文化圏市町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、木曾川文化圏市町合併協議会規約(以下「規約」とら)第18条第3項の規定に基づき、木曾川文化圏市町合併協議会(以下「協議会」とら)の委員及び監査委員(規約第10条第1項に規定する小委員会の委員も含む。以下「委員等」とら)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員等の報酬は、日額6,500円とする。ただし、地方公共団体の長、助役及び常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員等が、協議会の職務のために旅行したときは、各務原市の例により、旅費に相当する額を費用弁償として支給するものとする。

(支給方法)

第4条 委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、各務原市の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。